

○工事請負代金額の減額変更を請求する場合における
工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用について
(東日本大震災の被災地における工事請負契約書第 25 条
第 5 項の運用の簡素化の試行について通知内容溶け込み)

関東森林管理局

工事請負契約書(「工事の請負契約に係る契約書について」(平成 7 年 10 月 24 日付
け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知)の別紙「工事請負契約書」)第 25 条第
5 項(いわゆる単品スライド条項)の運用については、「工事請負契約書第 25 条第 5 項
の運用について」(平成 20 年 6 月 13 日付け 20 経第 547 号大臣官房経理課長通知。以
下「運用通知」という。)及び「工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用の拡充について」
(平成 20 年 9 月 10 日付け 20 経第 1019 号大臣官房経理課長通知)に定めたところであ
るが、同項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合については、下記のとおり運
用通知を読み替えること等により対応することとしたので、適切な実施をお願いする。

記

1. 運用通知記 1. 主要な工事材料中、(1)を次のとおり読み替える。
(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算
定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるも
のとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額 $M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各材料の単価 p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動
後における各材料の単価 D : 4. の規定に基づき各材料について算定した
対象数量

k : 落札率

2. 運用通知記2. スライド額の算定中、(1)、(2)及び(3)③を次のとおり読み替える。

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額 M_{当初} : 価格変動前の金額

M_{変更} : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

(2) 適用しない

(3) 適用しない

3. 運用通知記3. 価格変動後における単価の算定方法中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

① 工事履行報告書の添付資料等（営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」以下同じ。）に数量が明記されている対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。

② 工事履行報告書の添付資料に数量が明記されていない対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分が増加を確認できた場

合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格)とする。

4. 運用通知記4. 対象数量の算出方法中、(1)③(附則第3項による改正後)にあっては、③及び④)を次のとおり読み替える。
 - ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
5. 運用通知記5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認は適用しない。
6. 運用通知記8. 請負代金額の変更手続(2)中、「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。
7. 運用通知記9. 全体スライドを行う場合の特則中、「鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは、「各材料の単価」と読み替える。

附 則

1. この通知は、平成21年2月10日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成21年3月31日以前である工事に係る運用通知記8.(1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成21年2月24日まで」とする。
3. 運用通知の一部を次のように改正する。記4.(1)③を④とし、③に次のように加える。
 - ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。